**平成２５年（フ）第２号**
広島市中区吉島西３丁目７番12―201号、開始決定時の住所広島市中区吉島東２丁目４番22―209号
破産者　西島佳奈江
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第６１３号**
広島市西区井口１丁目13番９号
破産者　岡本　　玲
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第７２４号**
広島市安佐南区沼田町大字伴6287番地１
破産者　お好み焼きゆかちゃんこと　吉田　定樹
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第７５０号**
広島市佐伯区美鈴が丘東５丁目８番11号
破産者　土佐岡恭子
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第７５１号**
広島市佐伯区美鈴が丘東５丁目８番11号
破産者　土佐岡雄司
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第７５２号**
広島市南区西蟹屋４丁目５番11―203号
破産者　田村　博士
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第９８号**
佐賀県唐津市肥前町中浦1683番地・1684番地合併
破産者　川添　清治
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２５年（フ）第５５０号**
熊本市北区植木町植木153番地　ロイヤルハイツ302号、前住所熊本市北区植木町富応1608番地
破産者　内田　恵美
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第５５７号**
熊本県宇城市松橋町曲野3375番地39、前住所熊本県宇城市松橋町浅川29番地２
破産者　田中　昭久
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第５６９号**
熊本市中央区八王寺町６番35号、前住所熊本市東区画図町大字下無田274番地２
破産者　門口　　親
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第３８号**
鹿児島県霧島市国分上之段1529番地
破産者　勝山　敏雄
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２５年（フ）第５９号**
鹿児島県霧島市霧島田口2476番地55
破産者　上松瀬正春
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２５年（フ）第２０２号**
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字笹森173番地　ヘリオスＢ棟101号
破産者　鈴木　啓太
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２５年（フ）第２３号**
兵庫県神戸市垂水区西脇２丁目７番１―102号、開始決定時の住所群馬県高崎市下豊岡町105番地19
破産者　西村　功一
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２５年（フ）第７１号**
群馬県高崎市新町1985番地５　サンライフ静香Ⅲ102号
破産者　村岡　恭子
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２５年（フ）第１２８７号**
横浜市鶴見区鶴見１丁目３番６―108号
破産者　石井　克也
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１６２６号**
横浜市保土ケ谷区峰沢町332番地　峰沢コーポ104号
破産者　田子　光義
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１７３１号**
横浜市緑区中山町306番地７　グレースメゾン803号
破産者　芥川　幸正
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２００号**
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥６丁目７番地の６、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1274番地の８
破産者　吉澤　義視
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部